

金沢の食文化推進事業補助制度

民間の知恵と行動力によって、金沢の食文化の継承及び振興を図るため、**団体等のアイディアから生み出されたプロジェクト企画を募集し、その取り組みを支援します。**

支援内容

〈食文化月間期間中※に実施し食文化月間と連携する場合〉

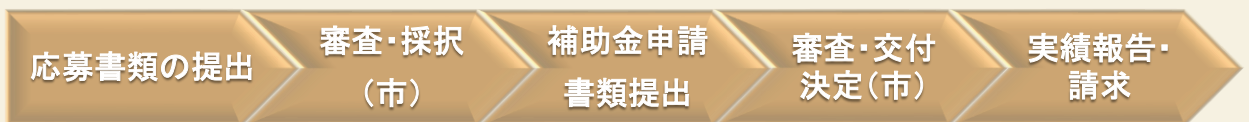
対象経費の2/3以内（限度額50万円）の補助金の交付

※食文化月間は毎年10月1日～10月31日。イベントを開催する事業の場合は全体の会期の2/3以上がこの期間中である場合に限る。

〈その他の期間に実施する場合〉

対象経費の1/2以内（限度額30万円）の補助金の交付

申請の流れ



〈こんな事業が対象となります！〉



R7. カナザワあんこ市

金沢の食材や金沢で製造された
食品の販売イベント

金沢の食文化の魅力を発信する
広報物の作成

金沢の食文化継承のため伝統的な
食文化を紹介するイベント

補助制度の概要

応募資格	次に掲げるすべての条件に該当する団体が対象 ・金沢市内に事務所等を設置している ・団体の定款、規約等を有している ・応募事業を着実に実施できる事務及び組織体制がある ※実施事業が本市の他の補助制度による補助金その他これに準ずるものの交付を受けた団体等に対しては、交付しない
対象事業	次に掲げるすべての条件に該当する事業が対象 ・金沢の食文化の魅力を広く発信し、市民の食文化に対する気運を醸成すること ・補助金の交付に際し、新たに開始すること ・政治的又は宗教的な活動を目的としないこと ・営利を目的としないこと ※令和9年3月31日までに完了する事業が対象
対象経費	〔対象経費〕 講師等の謝礼・旅費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、借上料（会場等）、消耗品費等のプロジェクト企画の目的を達成するために有効な直接経費 〔対象外経費〕 懇親会等の飲食費、人件費・光熱水費等の経常的経費、備品購入費等
採択基準	・独創性や金沢の食文化への思いが感じられること ・他の団体等に影響を与え、事業の広がりが期待できること ・応募団体が着実に事業を実施できること ・政治、宗教、選挙活動を目的とするものや公共の福祉に反するものは除く
その他	採択事業では、金沢の食文化の継承・振興のためのシンボルマークをご活用いただいております。（ホームページよりダウンロード可）  五感に ごちそう かなざわ  五感に ごちそう かなざわ

【お問い合わせ】

金沢市経済局産業政策課

☎ 076-220-2204

✉ sansei@city.kanazawa.lg.jp

詳細はこちら



金沢市 食文化補助金

